

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第8号

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「560人」を「480人」に改める。

第12条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

災害又は警戒による出動 1回	職務に従事した時間が4時間未満 4,000円
	職務に従事した時間が4時間以上8時間未満 8,000円
	職務に従事した時間が8時間以上の 場合 8,000円に、超過時間2時間（2時間に満たない場合は2時間とみなす。）につき2,000円を加算した額
訓練、研修、講習等 1回	2,500円
団員が、会議の招集に応じたとき 1回	2,000円

第12条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条を次のように改める。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年見附市条例第4号)の規定を適用し、費用を弁償する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する